



消費生活相談

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）
たじま消費者ホットライン
TEL 0796・23・1999
※相談無料で秘密は厳守!!

初回お試しのつもりが定期契約？ ～特定商取引法が改正されました～

【事例】

SNS を閲覧し、美白効果があるという歯磨き粉を見つけた。通常 4,980 円が初回のお試し価格で 1,980 円と安くなっていたのでお得だと思い注文した。

1 週間ほど使用したが、それほど効果がなかったので放置していたら、再度商品が送られ通常価格で請求されている。

キャンセルしたい。

【ひとことアドバイス】

- 錯覚商法の「初回お試しで購入したつもりが、毎月定期契約になっていた」という事例が後を絶ちません。
- 今年 6 月 1 日から施行された改正特定商取引法では、販売業者はサイト上の注文確定直前の最終画面で、顧客の注文内容である分量・販売価格・引き渡し提供時期・申込期間・解除に関する事項をわかりやすく表示することが義務付けられました。表示のない場合は、業者に罰則が科せられます。
- 申込確認画面だけでなく、確認メールや、商品と同封の書類などに継続契約であること、次回発送の予定日やキャンセル方法が記載されています。見落とさないように確認しましょう。
- また、注文時の広告や最終確認画面などをカメラで撮影しておく、万が一トラブルに巻き込まれた際の証拠となりますので、保存しておきましょう。